

【1 対象物質】

ア 有機則の有機溶剤(第3種有機溶剤を除く)

イ 特化則の第2類物質

- ・ 第1類物質は、微量のばく露によっても重大な健康障害を生ずるおそれのある有害物であり、大臣の許可のもと、厳密な管理が必要であり、不適切なことから対象外とする。
- ・ 第3類物質は局排等の設置に係る規定は適用されないため本制度の対象外とする

ウ 鉛

※ 四アルキル鉛の製造・取扱いについては、密閉化、囲い式フードの局排の設置等、密閉に準じた厳しい管理が必要であり、不適切なことから対象外とする。

※ 粉じん則の規制対象については別途検討。

※ 特別則の規制対象ではない有害物質については、局排等の設置に係る規定が適用されないため、本制度の対象外とする(現行のリスクアセスメントの結果に基づく措置の実施に努める)。

【2 許可の要件】

① 新たな発散抑制方法を用いた上で、第1管理区分となることが見込まれること。

- ・ 導入予定作業場内で測定した結果、第1管理区分となること
- ・ 測定時に呼吸用保護具を使用させること

② 新たな発散抑制方法による人への危険有害性がないこと

- ・ 分解剤、吸着剤、副生成物等に危険有害性がないことが確認されていること

③ 定期的な点検等による維持管理が行われるための管理体制が整備されていること

- ア 「労働安全衛生マネジメントシステム指針を実施」又は「専門家の指導を受けた上で、作業標準が策定され、MSDSを活用する等により化学物質リスクアセスメント指針を実施」していること
- イ 定期的な点検等による維持管理の実施が行われていること(安衛則第11条参考)
 - ・ 作業主任者、衛生管理者、衛生推進者等による週一回の職場巡視等(設備、作業方法等のチェック)
 - ・ 問題がある場合は、必要な対応を講じる
- ウ 衛生委員会において調査審議が継続的に行われること(又は則第23条の2に基づき関係労働者の意見を聴くこと)
 - ・ マネジメント指針等の実施状況、測定・評価結果、対処方針等の審議を行う(安衛則第22条参考)

④ ①～③までについて専門家の確認(※外部の専門家の活用も可とする)

- ・ 労働衛生コンサルタント(衛生工学)・作業環境測定士・衛生工学衛生管理者のうち、専門知識や実務経験が豊富な者(具体的な要件は厚生労働省で別途検討するが、イメージとしては、以下のとおり)

(労働衛生工学の専門家のイメージ)

- ・ 労働衛生コンサルタント(試験の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。)として三年以上その業務に従事した経験を有する者
- ・ 衛生工学衛生管理者として六年以上その業務に従事した経験を有する者
- ・ 作業環境測定士として六年以上のその業務に従事した経験を有する者

【3 許可後の要件】

① 定期の作業環境測定の実施

- ・ 作業環境測定機関の要件を設定する必要があること(例:日本作業環境測定協会の総合精度管理事業への参加又は当事業において一定の評価を受けていることを要件とする [有機則第18条の3特例稼働許可と同様])

【3 許可後の要件】(つづき)

② ①を補完するための測定の必要性

ア リアルタイムモニタリング、又は漏洩濃度測定を実施することの必要性

- ・ リアルタイムモニタリングは、急性毒性・爆発性物質やばく露量が多い場合は、適宜活用する。
- ・ リアルタイムモニタリングの有効性は、許可申請の際に、測定器を本省専門検討会において確認し、公表。

公表された機器は、その後は国の検討を経ることなく使用ができる。

- ・ 取り扱う化学物質が限られている場合は、VOCモニタリングを活用できる。

イ バイオロジカルモニタリングの必要性

- ・ バイオロジカルモニタリングは、対象物質が20程度と少なく、実施のタイミングが困難である等課題が多い。

③ 作業環境測定の評価結果等の記録・保存

【4 その他検討事項】

① 申請内容を変更する場合

ア 根本的な変更(取扱い化学物質の変更や大がかりな設備の変更等)がある場合は、再度許可申請を行う。

イ 根本的な変更がない場合は、専門家の確認を受け、監督署長へ報告し、認定を受ければ可とする。

ウ イの場合、直ちに作業環境測定を実施し、第1管理区分であることの結果が出るまでは労働者に保護具を使用させる。

② 許可後に作業環境測定の評価結果、第2、第3管理区分であった場合、又はモニタリングの結果、有害物の漏洩が確認された場合

ア 直ちに作業改善を行い、改善されたことを確認するための作業環境測定を行う。

イ 作業環境測定の評価結果又はモニタリング結果を監督署長へ報告する。

作業環境を改善するまでの間は、労働者に保護具を使用させること等を条件として、一定期間(例 1ヶ月間)に限り稼働を認める。ただし、有害物の漏えいが多く、急性中毒のおそれがある場合などには、作業環境を改善するまでの間、直ちに発散源である設備の稼働を止めることも検討する。期間内に改善がされなければ、許可を取り消す。

③ 発散抑制方法を講じなくても第1管理区分が達成される場合

局排等以外の新たな発散抑制方法が導入される場合に本制度の対象となるものであり、発散抑制方法を講じない場合は、現行の適用除外認定等(有機則第3条、特化則第6条等)によるものとする。